6月29日現説時の質問回答について

|  |  |
| --- | --- |
| 質問内容 | 回答内容 |
| 森林境界は森林簿の情報か。森林所有者の同意が得ていないのか | 森林境界については、本市資産税課で整備した公図を寄せた地番図をもとに、UAV等のリモートセンシング技術を活用して取得した三次元データを重ね合わせ、林況や地形をもとに境界案を作成し、図上で森林所有者に確認いただき同意を得たものです。 |
| 皆伐後に再造林をしなくてはならないか。 | 森林経営管理法（以下法）第３８条の主旨に基づき、必ず主伐後の植栽及び保育を実施して下さい。また、このたび再委託を見込んでいる森林は、山形市森林整備計画においても木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に区域の中で、「特に効率的な施業が可能な森林区域」（以下「特効区域」という。）に設定されており、特効区域では、主伐後は原則再造林を実施しなければならないとされているため、当該計画に適合した植栽及び保育の実施をお願いします。山形市の経営管理権の存続期間については、１５年間としており、主伐後は１０年以上の保育期間を確保するのが適当と考えています。 |
| 森林施業の実施は補助事業の活用を見込んでいるが、補助事業の面積要件に合わないのではないか。 | 活用できる補助事業としては、美しい森林づくり基盤整備交付金や森林環境保全直接支援事業等があげられますが、いずれも1施工地0.1ha以上から間伐の実施が可能です。 |
| 森林境界図のデータを補助事業の施業図として活用できるのか。 | 補助事業の施業図として活用することは可能です。ただし、今回は図上で確認した森林境界となっておりますので、現場との整合性をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、皆伐の場合においては、境界をしっかり確認する必要があると考えられますので、市が仲介して森林所有者様に現場確認を求める等別途対応を検討いたします。 |
| 間伐の方法は列状間伐でもよいか。 | 列状間伐では、選木に要する時間を短縮でき、伐採・集材が容易になる等生産性を高めることが可能です。一方で、伐採列が広い場合、樹冠の再閉鎖に時間を要することや下層植生の状況により、地表の浸食が起こり、山地災害が発生する恐れがあるため、本市としては災害発生防止の観点から間伐の方法は定性間伐をお願いします。 |